

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

大正八年九月

株式會社鐵道木下組定款



株式會社鐵道木下組定款

第壹章 總 則

第壹條 第貳條

當會社ハ株式會社鐵道木下組ト稱ス
當會社ハ左ノ營業ヲ爲スヲ目的トス

(一) 海陸運送取扱並ニ運送業

(二) 鐵道省納品及稅關貨物取扱業

(三) 人夫供給業

(四) 委託販賣業

(五) 電氣(但シ技術者雇入レニ因ル)及土木並ニ建築工事請負

(六) 船舶ノ所有並ニ貸貸借

(七) 以上各項ノ事業ニ投資シ又ハ株式ヲ所有スルコト

第參條 第四條

當會社ノ資本金ヲ總額金貳拾萬圓トス
當會社ノ本店ヲ東京市ニ支店ヲ橫濱市ニ置キ其他必要ニ應シ便宜ノ地ニ支店
又ハ出張所ヲ設置ス

第五條 當會社ノ公告ハ內閣ニ於テ發行スル官報ニ公告ス
第六條 當會社ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿貳拾ケ年トス

第貳章 株 式

第七條 當會社ノ株式ヲ四千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券、壹拾株券、五拾株券ノ參種トス

第九條 株金ノ拂込ハ第壹回拂込ノ金額ヲ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ニハ其拂込期日ノ翌日ヨリ壹百圓ニ付日歩金四錢

ノ遅延利息及費用ヲ賠償セシム株式競賣ニヨリ不足額ヲ請求スル時亦同シ

第十一條 當會社ノ株式ノ名義書換其他賣買讓渡ヲ爲スニハ重役會ノ決議ニヨルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 當會社ノ株券ノ名義書換ヲ請求セントスルニハ名義書換ノ請求書ヲ作り之レ

ニ讓受人讓渡人各記名捺印ノ上株券ト共ニ當會社ニ差出シ株主名簿ニ登録ヲ受クヘシ此ノ場合ハ株券壹枚ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ受クルモノトス

第十三條 當會社ノ株券ヲ紛失又ハ滅失シタルトキハ其株券ノ種類番號及其ノ事由ヲ詳

記シ相當ナル保證人連署ノ證書ヲ差出シ新株券ノ交附ヲ請求スヘシ

第十四條 此場合ニ於テハ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ當會社ノ公告スル官報ニ壹回其旨ヲ公告シ壹ケ月ノ期間ヲ經テ何等故障ナキ時新株券ヲ交附ス此場合株券壹枚ニ付金參拾錢ノ手数料ヲ徵收ス

第十五條 當會社ハ定時總會參拾日前株式名義ノ書換ヲ停止ス

第十六條 株主ハ氏名變更改印又ハ住所變更ノ場合ハ直ニ本社ニ届出ツヘシ

但改印ノ場合ハ印鑑證明書ヲ添付スヘシ

第三章 役 員

第十七條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

壹、取締役 五名以內

貳、監查役 貳名以內

取締役會ノ互選ニヨリ社長、專務、常務、各壹名ヲ置クコトヲ得

監查役中亦專任壹名ヲ置クコトヲ得

第十八條 取締役ハ參百株以上監查役ハ貳百株以上所有ノ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第拾八條

取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ノ任期ハ貳ケ年トス
但滿期再選ヲ妨ケス

但取締役監査役任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會迄其ノ任期ヲ伸
長ス

第拾九條

取締役監査役缺員アル時ト雖モ法定數ニ達スルトキハ之カ補缺ヲ爲サルコ
トヲ得ルモノトス

第貳拾條

社長又ハ專務取締役ハ株主總會ノ議長ニ任ス

社長又ハ專務取締役差支ノ時ハ常務取締役又ハ他ノ取締役之ニ代ハル

第貳拾壹條

當會社ノ業務ハ專務取締役並ニ常務取締役ニ於テ之ヲ攝行ス

第貳拾貳條

本會社ノ創立其他功勞アルモノハ株主總會又ハ重役會ニ於テ相談役顧問トシ
テ囑託スルコトヲ得

但參名ヲ超ユルコトヲ得ス

第四章 株主總會

第貳拾參條

當會社ノ定時總會ハ毎年六月、拾貳月ノ貳期ニ開キ臨時總會ハ必要ノ場合ニ
之ヲ開ク

第貳拾四條

當會社ノ株主ハ壹株ニ付壹個ノ決議權ヲ有ス

代理人ニ依リ議決權ヲ行フニハ當會社ノ株主ニ限ルモノトス

第貳拾五條

株主總會ノ招集ハ開會ノ日ヨリ貳週間前ニ之ヲ通知ス

第貳拾六條

株主總會ノ議事ハ出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ定ム
可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章 計 算

第貳拾七條

當會社ノ計算期ハ每六ヶ月トシ五月ヨリ拾月迄及拾壹月ヨリ翌年四月迄ノ貳
回二分チ之ヲ計算ス

第貳拾八條

毎計算期ニ於テ總收入金ヨリ税金及諸支拂ヲ控除シタル純益金ヨリ左ノ順序
ニ從ヒ之ヲ分配ス

一、法定積立金 百分ノ五

一、別途積立金 百分ノ五以上

一、株主配當金 若 干

一、役員賞與金 若 干

第貳拾九條

每期株主配當金ハ決算期末日現在ノ株主ニ對シテ之ヲ爲ス

株式會社鐵道木下組定款